

狭あい道路後退用地の自主整備のご案内(公道・私道)

1. 「狭あい道路拡幅整備協議書」の同意書交付（副本返却）時に、窓口で後退くいをお渡しします。

2. 後退くいの設置及び後退用地の舗装が終了したら、「自主整備完了届」の提出をお願いします。完了届には、各後退くいに後退くいからL形側溝等までの後退寸法が読み取れる写真（右図参照）、及び後退用地の全体の整備状況が分かる写真を添付してください。

3. 「自主整備完了届」を受けて、区が後退用地の現地確認を行います。後退寸法や後退くいの設置に問題がなく、後退部分が一般の通行に供する状態に整備されていることを確認した後、申請者あてに「**拡幅整備確認書**」を郵送します。（区と代理人との現場立会いは必要ありません。）

4. 「**拡幅整備確認書**」は、「狭あい道路の拡幅整備に関する条例」に定めた協議の終結を証明する大切な資料になりますので、申請者において保存をお願いします。また、設置した後退くいは将来にわたり保全をお願いします。

5. 「**拡幅整備確認書**」及び設置した後退くいがあれば、将来の再建築の際に狭あい道路拡幅整備協議の必要はありません。また、土地や建物の売買や相続等の権利移転があった場合、新所有者に「**拡幅整備確認書**」の承継をお願いします。

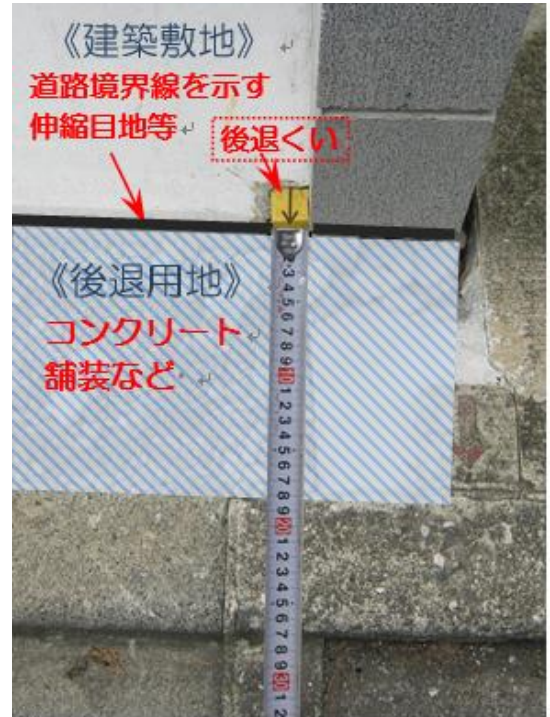
【注意】

「自主整備計画書」提出時に記載した舗装方法と、「自主整備完了届」提出時の実際の舗装方法が異なっても、変更手続きは必要ありません。但し、土や砂利敷きは不可となります。ご注意ください。

【後退くいのうち方】

区が支給する後退くいは、敷地内に設置してください。矢印の先は道路側に向けてください。

自主整備完了届に添付する写真例



拡幅整備確認書（見本）

別紙第8号様式		日暮野統領〇〇号の3 平成26年〇月〇日
東京都〇〇区〇〇-〇-〇-〇 〇番 〇号		日暮野区長 青木 〇〇 区長印
拡幅整備確認書		
平成26年〇月〇日付けで提出された自主整備完了届により精査した結果、後退用地の区域並びに後退用地が整備されたことを確認しましたので、日暮野区狭あい道路の新設拡幅整備に関する条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、拡幅整備確認書を交付します。 今後は、一般交通に支障のないよう後退用地の保全に努めてください。		
1 受 付 日	平成26年度 日暮野統領 〇〇 号	見本
2 敷地の所在地	住所表示 日暮野区日暮野一丁目〇番〇号 登記地番 日暮野区日暮野一丁目〇番〇号	
3 確 立 日	平成26年〇月〇日	
4 後退用地確認内容（狭あい道路拡幅整備協議同意書の配置回数のとおり）	<input type="checkbox"/> 後退くい <input checked="" type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 側溝付用地 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 箇所） <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 整備内容 コンクリート舗装 及び 後退線への既設置	
5 その他		

＜別紙「後退くいのうち方」もご覧ください。＞

【狭あい道路拡幅整備（自主整備）の手順】

凡例

申請者等が行うこと

区が行うこと

